

# Information

## ～法律相談のご案内～

法律に関する問題で困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。相談予定日はホームページでもご案内しております。電話番号 048-946-1730 受付時間 月～金（祝日を除く）9:30～17:30 ※法律相談は30分5,500円（税込）です。※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

獨協地域と子ども法律事務所は、「地域」に根ざし法律問題を幅広く取り扱うとともに、「子ども」の問題に積極的に取り組んでいます。さまざまなニーズにお応えし、頼りになる法律事務所になりたいと考えています。

## 取扱業務

### 地域

暮らしや生活に関わるトラブル、借金・不動産・仕事・売買などの社会生活に関わる法律問題、離婚・相続などの家庭に関わる法律問題、交通事故や刑事事件などを取り扱っています。

### 子ども

少年事件、学校事故や児童虐待などの法律問題のほか、隣接する「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」と連携し、家庭・学校・社会における子どもの問題に広く取り組んでいます。

2024年5月発行



ホームページも是非ご覧ください。【独協法律】

vol.17

# 獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10  
TEL. 048-946-1730 FAX. 048-946-1733

所属弁護士：8名

代表弁護士：柳 重雄(埼玉弁護士会所属)

URL <https://dokkyo-law.jp>

### 入所のごあいさつ



はじめまして。昨年6月に入所いたしました、関根ゆりのと申します。

出身は草加市で、弁護士登録後、東京都内の主に企業法務を扱う法律事務所に所属しておりましたが、地元の草加市で、地域の皆様の力になれるような仕事をしたいと思うようになりました。

当事務所では、事務所名のとおり、地域で生活する方々やお子さんの抱える問題に、法律家として精一杯取り組んでまいりたいと思っております。特に、法的な問題に悩んでいる方々は、その問題と関係して、心や生活にも悩みを持ついらっしゃることが多いかと思いますので、皆様の心や生活に寄り添うことを大切に、問題解決に取り組めればと思っております。

また、私は、弁護士になる前、知的障害者の方の就労支援と生活介護の事業所で勤務していた経験があり、そこでは、障害を持つ方々それぞれの個性、その素敵さ、それゆえの苦労等を様々感じました。弁護士としても、障害者の方が抱える問題に積極的に取り組みたいと考えており、その際には、ひとりひとりの個性をよく理解し、その個性を尊重して、その方にあった解決ができるように努めたいと考えております。

さて、私は、人生のほとんどを草加市で過ごしているのですが、司法修習（司法試験後、弁護士資格を取得するために必要となる1年間の実務研修です。）の実務修習地が札幌で、1年間札幌に住んでいましたので、最後に札幌での1年間をご紹介して、自己紹介に代えさせていただきます。

札幌への転居は4月でしたが、札幌は5月頃まで冬物の上着が必要なくらいの寒さで驚きました。「蝦夷梅雨」と呼ばれる短い雨期を経て6月下旬頃になると、過ごしやすい気候になり、修習の昼休みには札幌地方裁判所前の大通公園のベンチに座って昼食を取りました。7月～9月頃は、気候も良く、週末には道内をたくさん旅行しました。冬になり、降雪が本格化すると、除雪車が路肩に積み上げた雪が、身長を優に超えるほどになりました。3月になると雪が解け始め、福寿草やふきのとうが雪の下から顔を出すのを見ると、心まで温まりました。たくさんの知らないことを経験でき、とても楽しい1年間でした。

それでは、これからどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 関根ゆりの

### 子どもいじめ防止学会を立ち上げます！



子どもいじめ防止学会を立ち上げますといつても、「そうなの？」と思う人も多いかも知れません。それほどまでに、当然あるべきものなのだと思います。が、これまでにありませんでした。

子どものいじめの問題は、最初に大きな社会問題として取り上げられたのは、1986年の中野富士見中学校事件でした。「学校現場で一体何が起こっているのだろう？」そんな思いだったのだと思います。文部省（当時）も全国的調査に乗り出します（これがいじめ調査の最初です。）。いろいろな取組にもかかわらず、その後も、社会的に大きな事件がおこります（いじめ一つ一つは、どんなに些細に見えるようなものでも、それを受けた子どもにとっては、大きなことです。念のため。）。愛知県西尾市の事件、北海道滝川市の事件、さらに2013年には、滋賀県大津市の事件がおこりました。この事件を機に、2015年にいじめ防止対策推進法ができたのはご存じのことと思います。

そうした中、この法律に基づいて、いじめ重大事態の第三者調査委員会が立ち上がっていることも報じられているとおりですが、他方で、そのあり方をめぐつていろいろと議論がなされているのが実情です。この調査委員会に多く携わってきた立場からみると、いじめの問題は、実は大変難しい問題で、いろいろな知見が必要で、一つの特定の職種で収まりきらない問題であることを実感します。

これまで、いじめの問題は、法律、教育、医療、心理等のそれぞれの分野の学会で研究もされてきましたが、実は、共通のプラットフォームで議論する場がありませんでした。これまでないということ自体が不思議なことでしたが、この度、こうした問題意識の下、「日本いじめ防止学会」(<https://ijimeboushi.org/>)を立ち上げることとしました。

設立総会は、2024年6月29日（土）、東京、国分寺の東京経済大学で行われます。どうぞよろしくお願ひ致します。

弁護士 野村 武司

## 歌集「空白地帯」を出版しました

最近私は歌集「空白地帯」を出版致しました。私は高校時代から大学時代、典型的な文学少年で、与謝野晶子の晩年10年の弟子と言われた歌人濱梨花枝先生のもとで短歌づくりにいそしみ、啄木調の短歌をたくさんつくりました。先生からも誉められ、その気になって将来は国語教師になる予定でいたのですが、いつの間にか大学法学部に入学、司法試験を経て弁護士となり、短歌を詠むなどすっかり忘れて長年が経ちました。ところが、最近になって再び短歌を詠み始め、歌集まで出版するという運びになりました。

歌集の中では、我が妻との幸せな時代、その後妻がいなくなった空白をどう乗り越えて来たかという観点からの短歌のみならず、わが青春時代の当時詠んだ短歌、受験時代や新人弁護士時代の短歌、その後の弁護士活動を通じて詠んだ短歌などもあります。季節のめぐりにあわせて花や緑を詠った短歌は多いのですが、自分にしか歌えない短歌、弁護士として様々な体験を通じての短歌を心掛けてきました。短歌を通じて我が弁護士人生を振り返って見たつもりです。また、弁護士にとって憲法や平和などを守ることは重要な活動ですが、短歌を通じてこれらを表現できたらうばらしいと思い、未熟ながら挑戦をしています。この歌集の出版を契機に、私は我が弁護士人生の総括とともに、弁護士の世界のみならず新たな世界にも飛び出して行きたいとも思います。

弁護士 柳 重雄



## 相続の裁判手続における弁護士の目指すところ

弁護士は、自分の事務所で相談をうけるだけではなく、市役所の法律相談を担当することがあります。以前は、離婚に関連しての相談が多かつたのですが、最近では相続に関する相談が多くなっています。

解決の仕方としては、裁判所を介さないで、他の相続人と協議して遺産分割協議書を作成することもあります。しかし、親族であるが故に感情の対立が激しく、合意に至らない場合には、裁判所を利用した手続(調停・審判)に移ることになります。裁判所を利用すれば、紛争が終局的に解決されると普通考えますが、それがそうでもないことに問題があります。

調停は、合意ですので、双方にとってそれなりに満足できる内容になることが多いですが、審判という裁判官が判断する手続になると、財産の額や法定持分で形式的に判断されてしまうことがあります。使用状況にもよりますが、不動産は争っている親族間で共有とされてしまい、紛争が残ったままにされ、共有物分割訴訟などの新たな手続をしなければならないときもあります。

また、被相続人が複数の株式や銀行口座を有しているときに、その資料が特定の相続人に集中しており、その相続人が開示しないために調査ができないこともあります。そのときに最近の家庭裁判所は、資料提出について強く説得してくれず、なければないとして審判で判断をされてしまうことがあります。

相続人としては、紛争をかかえ込んだまま審判で事件が終了してしまい、終局解決を目指して裁判所を利用したことの意味がなくなってしまいます。裁判所は、正義、公平を国民から託されているのですから、機械的に物事を判断せずに、その期待を真摯に受け止めて柔軟に対応してほしいものです。

審判の結果には判断する裁判官の考え方や個性が強く反映しますので、予測がつかないことがあります。不測の損害を少しでも回避するためには、調停で合意を目指すことが考えられます。調停委員は期日を重ねてくると早くおわらせたいのか、審判に移行するよう圧力をかけてきます。それを押しとどめ、依頼者のためによりよい合意獲得の努力をするのが、依頼をうけた弁護士が目指すところになります。

弁護士 井原 正則

## インターネット上のいじめ

子ども同士の「いじめ」と聞くと、みなさんはどのようなイメージを持つでしょうか？暴力を振るったり、悪口を言ったりすることは、いずれも対面して行われるものであり、いじめになることはほとんど争いのないものかと思われます。

では、例えば、SNS上で特定の児童に対して悪口を投稿することは「いじめ」になるのでしょうか？また、この投稿に対して、「いいね！」を押した場合は、これもいじめになるのでしょうか？

最近の小学生は高学年になると、多くの児童がスマートフォンを持つようになっており、様々なSNSを利用しています。そのため、トラブルが起こる場所は必ずしも学校ではなく、インターネット上でも頻繁に子ども同士のトラブルが発生しているのが現状です。

いじめ防止対策推進法という法律では、いじめの定義について定めています。そこには、いじめはインターネット上で発生したものも含まれると記載されています。そのため、SNS上で何気なく書き込んだ悪口であっても、それは、法律上のいじめになる可能性があります。また、いじめになり得るのは、悪口を投稿するだけではなく、これに対して「いいね！」を押すことも同様です。これは、悪口の投稿に対して賛同することで、さらに相手を傷つけてしまう可能性があるためです。

埼玉弁護士会では、弁護士を学校に派遣して講演を行う「いじめ予防授業」を行っており、当事務所の弁護士も参加しております。インターネットは便利である反面、トラブルの元になり得ることを、多くの子に理解してもらい、日常生活で活かしてもらえばと思います。

弁護士 鮎田 謙一



## 子どもの手続き代理人について

2013年1月1日から施行された家事事件手続法で、親権者の指定や面会交流など、子どもに直接影響する家庭裁判所の調停手続や審判手続に、子ども自身が参加できるようになりました。

手続に参加する子どもには、その子どものために弁護士を就けることができます。この子どものための弁護士を「子どもの手続き代理人」と言います。

子どもの手続き代理人は、子どもの気持ちや意見を聴いたり、子どもに対して手続の説明をしたり、子どもの相談に乗ったりなどの活動をしますので、子どもの意見表明権の保障や手続保障などの観点から、子どものために重要な制度です。

ですが、最高裁判所家庭局の調査によりますと、子どもの手続き代理人の選任件数、は2013年は8件、2015年以降は20~30件台で推移し、2021年は64件、2022年は45件、計295件（2023年6月4日付け読売新聞より）とのことで、まだまだ選任件数は少ない状況です。

子どもの手続き代理人の費用の問題もありましたが、現在では、日本弁護士連合会の子どもの法律援助制度を利用できるようになりました。

子どもの意思を把握する方法として、家庭裁判所調査官による調査もあります。調査官には弁護士にはない専門性があり、調査官による調査も重要ですので、子どもの手続き代理人がより活用され、調査官と協働しながら、子どもの福祉をより実現できるようになればと考えています。

弁護士 久能由莉子



## いじめ重大事態について

文部科学省の調査結果で、令和4年度の「いじめ重大事態」の発生件数は923件でした。前年度は706件でしたので、217件増加しています。

前年度よりも増加している要因としては、単にいじめ重大事態自体が増えたというよりも、学校や教育委員会等の法律の理解が進み、きちんと国に報告するようになったからということが指摘されています。

「重大事態」とは、法律上（いじめ防止対策推進法）、以下のいずれかの場合のことを指します。

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合です。

上記②の「相当の期間」とは、国のガイドライン上、年間30日を目安としています。

そして、法律上は、いじめ重大事態があった場合には、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わなければならぬとしています。

ただ、実際に相談を受けていると、学校等が、法律を十分に理解せずに、いじめ重大事態と捉えていないケースがあります。

そういう場合には、いじめの被害にあったお子さんや保護者の代理人として、学校等に対して、いじめ重大事態であることを書面で通知して、調査等を適切に行うこと求めることができます。

具体的に誰が調査するかについては、法律上、明記されていませんが、学校内の組織（管理職や教職員で構成）又は第三者委員会（弁護士や精神科医、心理の専門家等で構成）による場合の主に2つのパターンがあります。調査の精度や機動性等で、それぞれにメリットとデメリットがありますので、事案に応じて検討していく必要があります。

学校との話し合いが上手くいかない場合には、ご相談して頂ければと思います。

弁護士 川原 祐介



## 2024年4月1日から相続登記が義務化されました

これまで相続登記が任意だったために、所有者が亡くなっても相続登記がされず、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明不動産」が増加していました。これにより、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなどして社会問題となっています。弁護士の実務上も、何代もの間、相続登記がなされずに放置された不動産が紛争の対象となり、相続関係を追うだけでも大変な手間や費用がかかってしまうことがあります。この問題を解決するために、今般、相続登記が義務化されました。

具体的には、相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をする義務があります（不動産登記法第76条の2第1項）。2024年4月1日より前に相続した不動産や、遺産分割や遺贈により取得した不動産も対象となります。正当な理由なく相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。

そこで、今後、不動産の所有者がお亡くなりになった場合には、早めに相続人間で遺産分割協議をする必要があります。また、ご自身が不動産を所有している場合には、予め遺言を作成して相続する者を明示することで紛争を避けることが有益かもしれません。

なお、早期の遺産分割が難しい場合には、より簡単な方法である「相続人申告登記」により義務を果たすことができます。また、その不動産を相続したい者がいる場合には、「相続土地国庫帰属制度」を利用して国に返す方法もあります。

このような手続きでお困りごとがありましたら、お気軽に当事務所へご相談いただければと思います。

弁護士 竹内 由紀

